

# 中販連 だより

2005  
Vol.15

中国地域指定生乳生産者団体 中国生乳販売農業協同組合連合会 機関誌

発行●中国生乳販売農業協同組合連合会 編集・発行人●鍵山信儀  
〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8番23号林業ビル4階  
TEL082-511-3371 FAX082-511-3399



## CONTENTS

- ポジティブリスト制度への対応について
- 酪農教育ファーム認証者募集
- 事業経過報告
- 受託数量実績
- 用途別販売実績
- 飼育頭数 ●編集後記

Chugoku Fresh Milk Sales-Agricultural Cooperative Association

# 平成十八年五月末から

## ポジティイブリスト制度へ移行

### 生乳への安全安心を生産履歴で裏付け

#### 一、生乳の安全安心確保に関する法制度等の経緯

(一) BSEや食中毒の発生、農薬の違法使用、さうには国内食品市場の国際化等を引用、鉄として国民の「食」に対する安全・安心への関心が高まつてきました。このように中で国は平成十五年度に「食品安全基本法」を制定し、①内閣府に食品安全委員会の設置②厚生労働省における食品衛生法の一部改正等③農林水産省における「食の安全・安心のための政策大綱」の制定並びに関係法律・省令の制定等、食の安全性の確保に向けた総合的な施策を推進することとなりました。

(二) 食品安全基本法は、国民の健康保護のため関係者(国、地方公共団体、食品関連事業者)の責務及び消費者の役割を明確にして食の安全性確保を図る施策を推進することを目的として制定されました。

この法律で、食品関連事業者とは、農林

漁業の生産資材(肥料・農薬・飼料・飼料添加物・動物用医薬品)を始め、食品の供給に携わる全ての関係者を指し、生乳生産者も食品安全性確保について一義的な責任を有する食品関連事業者として位置付けられました。

(三) 厚生労働省は、食品衛生法の一部改正(平成十五年五月公布)を行い、食品等事業者に対し必要な情報の記録・保存に努める事を規定するとともに、「食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)」を制定し、食品販売(原材料)の安全性確保のために生産事業者(生乳生産者も該当)に対する記録及び保管(販売後二ヶ月)を義務規程として設けました。(二)の規程は平成十五年五月二十九日から施行(四)さうに食品衛生法の一部改正において、食品中に残留する肥料、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物(以下、これらの総称を「農薬等」という)の残留規制を強化

決定されました。

ポジティイブルリスト制とは、今まで残留基準が設定されていなかつた農薬等に、一定の基準を新たに設定し、その基準を上回る食品の流通を禁止する制度で、公示後三年以内(平成十八年五月末までに)に施行される予定です。(現行の制度では、残留基準が示されている物質はその基準値以内ですが、示されてなければ、不問となります。)

ポジティイブルリストの考え方は、想定される全ての物質に残留基準を設定する事で広く安全性を確保しようとすることです。ちなみに現行制度(平成十八年五月末まで)における規制対象農薬数は一千七十七品目(平成十七年六月現在)ですが、ポジティイブルリスト制に移行すると残留基準が設定される農薬等の数は七百七十六品目、不検出物質十五品目と現行の約三倍近くの物質が対象となります。

この内、「乳」に係る残留基準の設定は、四百十品目に及ぶものと想定されます。

(五) 農林水産省及び生産者団体の対応としては、平成十四年に農林水産省より「衛生管理ガイドラインについて」が公表され、生産段階におけるHACCPシステムの導入方針が示されました。この段階では、農家の意識改革と平行した普及方針の提唱にとどまりました。

その後、前記の法令措置が家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年九月九日)において「飼養衛生管理

において安全性確保に係る生産者の責務規程の明文化及びポジティイブルリスト制度への対応が不可避となりました。

このため、生産者団体は平成十六年度に酪農業関係者で構成する委員会で検討を加え、衛生管理ガイドラインを叩き台とする①生産現場におけるHACCPシステムを導入した危害発生の防止②トレーサビリティシステムを導入した事故発生時の迅速な原因究明等を骨格する「生乳生産等の飼養・衛生に関する重点管理基準」を作成し平成十七年五月十六日の乳質改善推進委員会で決定されました。

(六) 更に、農林水産省関連では①牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法(平成十一年七月二十八日)②農薬を使用する者が遵守すべき規準を定める省令(平成十五年三月七日)③動物用医薬品の使用の規制に関する省令(平成十五年四月二十八日)④飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(平成十五年五月二十六日)⑤家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する特別法律(平成十六年十一月一日完全施行)等の法令措置が講じられました。

防法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年九月九日)において「飼養衛生管理基準(※中販連だより VOL.10 にて記述)

に集約され平成十六年十二月一日から施行されています。

その中においても動物用医薬品、導入牛受入管理、家畜排せつ物処理等に関する記録・記帳・保管等が規定されました。(規程には義務規程と努力規程がある。)

又、その他の飼料・飼料添加剤及び農薬についても法令等の措置において記録・保管等が規程されました。

についても法令等の措置において記録・保管等が規程されました。(規程には義務規程と努力規程がある。)

栽培履歴の表示が進んでいます。

それまでは、栽培履歴が表示された農作物(生産者の顔が見える)は、プレミア品であったと思いますが、ポジティブリスト制の施行を待たずして、今や、栽培履歴の表示は一般化しつつあります。

生乳に目を転じて見ると、生産者一個人の生乳がそのまま牛乳パックとなつて販売されています。

## 二、ポジティブリスト制度がもたらす変化

に集約され平成十六年十二月一日から施行されています。

その中においても動物用医薬品、導入牛受入管理、家畜排せつ物処理等に関する記録・記帳・保管等が規定されました。(規程には義務規程と努力規程がある。)

又、その他の飼料・飼料添加剤及び農薬についても法令等の措置において記録・保管等が規程されました。(規程には義務規程と努力規程がある。)

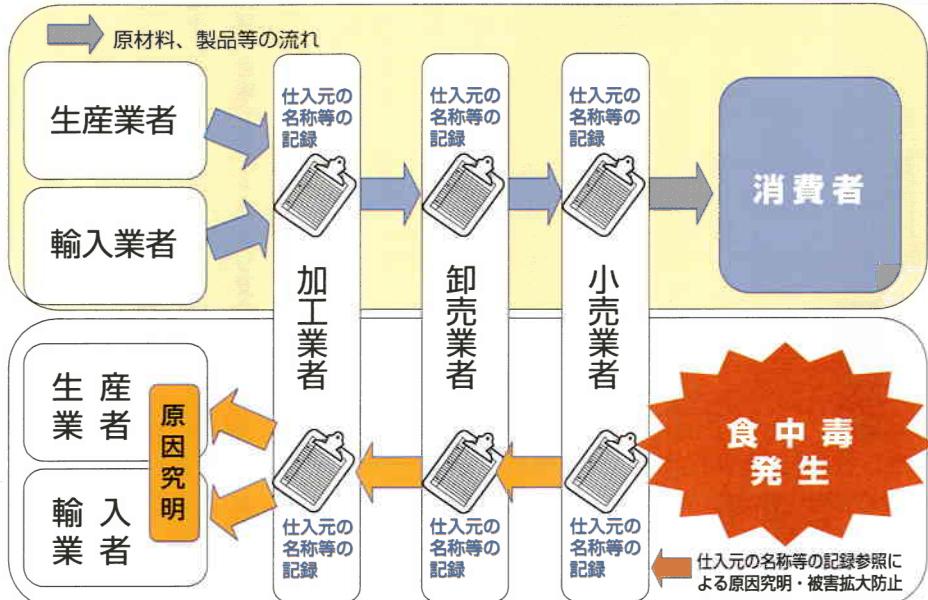
る事例は稀で、大部分の生乳が「合乳」となり、牛乳パックの中には何十円もの生産者の生乳が含まれていることになります(サンクタンクが大容量になればなるほど、移動回数が多くなるほど、対象戸数は増えます)。

他方、乳業メーカー(主要乳業者はHACCP認証取得済)の立場からはポジティブリスト制の導入により、生乳の安全性確認(生産・流通段階での対処状況等)を行った後の受入れなど危害要因となるチェック項目の増大はもとより、牛乳・乳製品中

は含まれていない事を、川下の流通・小売業界及び消費者から求められることとなります。そうなると乳業メーカーは、安全の担保を、生乳の供給者である生産者側に求めるのは当然の事でしょう。

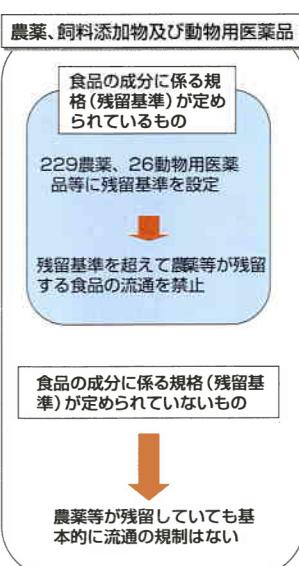
### 食品等事業者の記録保存の努力義務

(第3条第2項・第3項関係) 公布後3か月以内施行

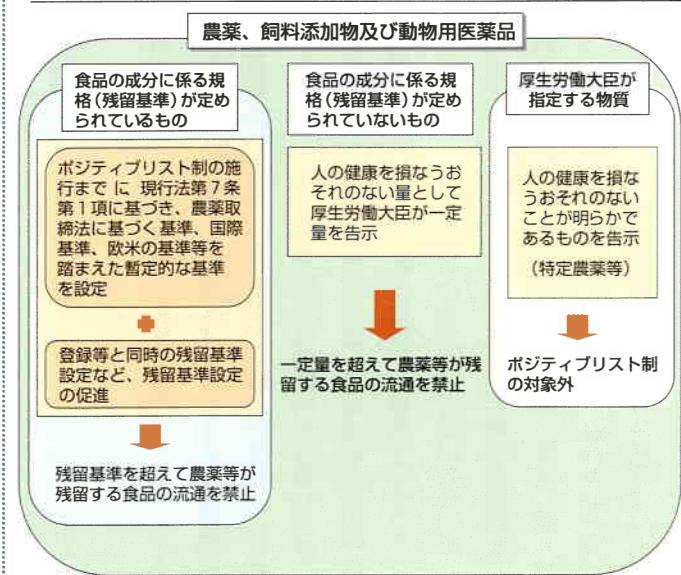


### 食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制の導入

#### 【現行の規制】



(第11条第3項関係) 公布後3年以内施行  
【ポジティブリスト制への移行後】 ······ 公布後3年以内に移行



このため、万一基準値を上回る対象物質を含んだ生乳が検出された場合には、合乳を前提とした原因究明の体制作りが必要とされます。

### 中販連だより

## 三、生産現場での対応の基本は「記帳・記録・保管」

現在、抗生物質につきましては、ローリー単位で悉皆検査が行われていますが、ポジティブリスト制の下では、抗生物質以外の動物用医薬品等についてもその混入が無い事の証明を求められます。

端的にいえば、集乳ローリー毎に、ポジティブリストに記載されている物質全て（乳関係で四百十品目）の検査を行い、対象物質が基準以上に含まれない事を証明すれば良いのですが、日常の取引で実施された場合、検体数やそれに係る費用は天文学的な域に及び、物質によっては検査に日数を要すものもあり、生鮮物である牛乳の価値さえ失わせる事となります。

そこで、生産者団体としては「検査」を回避し、「検査」に替わる方策として、生産現場にHACCPシステムを導入することとなりました。

HACCPシステムの導入とは、生産から出荷にわたる過程における危害要因を排除することであり、実践の基本は農薬等の

使用基準及び搾乳衛生の管理基準等の遵守を記録・記帳・保管することになります。

例えば、抗生物質による治療時においては、治療牛の名号・使用薬剤名・使用目的・使用部位・マーキング・休薬期間・休薬期間後の個乳の検査結果等の確認を日常的に記録・記帳することにより安全を検証できることになります。最近の事例としては、シロマジンという物質があります。商品名は伏せますが、蝶が羽化する事を阻害する

物質で、既に乳に残留基準が定められています。以前は、牛舎内のバーンクリーナー上に散布しておられた方もあったかと思いますが、会員等の指導により牛舎内での使用はなくなり堆肥舎のみでの使用となっています。今後はこれを証明する為、使用日時と使用場所、使用量等を記録することになります。

中販連は、生乳全国安全安心協議会の設置をうけて、九月十一日岡山市内において、

中国四国農政局、各県畜産課、各県農業共済連、中央酪農会議、乳業者団体、生乳検査機関、各会員出席のもと、「生乳安全安心

普及啓蒙③モニタリングの実施④農薬等の実態調査等、域内における行動計画を決定しました。

その後、第一回目の全国協議会が開催され、チェックシート原案及び地域における農薬等の使用実態調査の手法、酪農乳業が共同で行う残留検査の対象と頻度等、来年五月末からのポジティブリスト施行を踏まえた行動計画が作成されました。

これを受けた中販連も第二回中国地域協議会を開催し、各県組織の活動の徹底（まずはチェックシートの配布・普及啓蒙）を

の確保のための全国協議会（以下「生乳安全安心全国協議会」という）を八月四日に設置しました。

全国協議会は農水省の指導の下に、診療

及び酪農生産資材関係を含む酪農乳業全般に渡る関係組織で構成され、この中で、地域における取組みの推進・支援を行つたため、

①生乳生産段階における記帳の普及定着化②指導支援体制の構築③モニタリングの実施等の行動計画が決定されました。

生産者に記録・保存をしていただくのは、①衛生管理チェックシート（毎口記録）②抗生物質等動物医薬品治療記録（動物薬等使用時及び陰性確認日）③資材交換・牛舎消毒履歴④農薬・肥料等使用記録（隨時）⑤飼料給与記録表（毎月）の五つのシートです。特に①と②③については、出荷生乳の衛生面及び抗生物質陰性を担保するための記録となります。④の農薬・肥料等使用記録ですが、酪農専業経営であれば、使用される農薬は主に除草剤（グリサホート系、アシユラム系、アトラジン系等）に限定されるとと思いますが、対象作物・適用病害虫・雑草名・使用方法を必ず確認を行つて使用、記録して下さい。⑤の飼料給与記録表は、記録内容が変わらない限り、毎月一回の記録となります。この記録表の狙いは、飼料等の購入記録ではなく、何をどれ位どの群に与えたかを記録するかにあります。BSIE

## 五、生乳の安全安心を集録するチェックシート

お願いしたといふです。

の発生以後、動物性原料は牛に与える事はできません。穀類、粗飼料についても、どの群に与えても問題はないでしょう。しかしながら、配合飼料（添加物含む）においては、幼牛用・育成用と明記されており、これらが泌乳牛に給与されていないことの裏付けとなる記録です。

## 六、抗菌性物質の混入防止が最大の課題：簡易迅速法による検査開始

この度のポジティブリスト制度への移行を契機に抗菌性物質の検査体制が変わつとしています。

現在、抗菌性物質の残留判定に係る検査は、公定法であるペーパーデスク法で行われていますが、これを簡易迅速法に変える方向にあり、指定団体には今年度内での体制作りが求められています。

簡易迅速法には、チャーム法とスナップ法の二種類があり、いずれも試薬を使い短時間で判定されます。しかも、ペーパーデスク法よりも、高い感度で検出されることから、近年生乳取引部門にも急速に普及しています。

今後、この検査方法に移行した場合、ローアー単位で集乳ローリーのCDS着及び乳業者着（直送）時点で実施され、残留反応があるものと想えます。

検出されると受入拒否が想定されます。このため、生産段階においては、上手の手から水が漏れることのないよう、治療中出荷してはいけない個体の確認及び、休葉期間を経過した個体についても、出荷再開可否の確認検査等十分な管理をお願いします。

なお、簡易迅速検査法による検査体制と生乳取引問題につきましては、新年度における乳業者との協議を重ねてまいります。

## 七、食品の安全安心の確保は時代の要請

中販連は去る十一月十六日に生乳受託販売委員会を開催し、ポジティブリスト制度移行に伴う対応策を説明しました。

席上の委員の反応たるや、とまどいを超えた“うなり”“固まり”的状態となりました。

小誌読者におかれてもチェック項目の多さや記録・記帳は日々の作業であり、その煩雑さに閉口される方も多いことと思します。

食品衛生法の一部改正において、制定されるポジティブリスト制度とは、法律の所管省庁からみると、規制内容は生産現場よりも製造（処理・加工）分野の方に強く及ぶものと言えます。

そうなると、前述の通り乳業者の原料受入体制は厳格となり、安全性の裏付けが要求され、チェックシート作成への取組み如何が信頼を左右することになります。また、ほとんどの生乳は合乳の形で処理されることから、生産者全員での取組みが不可避となります。

## 管理基準及び重点管理基準

	管 理 基 準	重 点 管 理 基 準
1. 導入牛の受け入れ	1) 導入元農場の衛生管理状況を把握する。 2) 個体識別番号及び移動記録を確認し、移動状況等を記録し、8年間保管する。 3) 導入牛の健康状態を確認する。 4) 導入牛は一定期間隔離飼育する。	○
2. 飼料及び飼料添加物の受け入れ	1) 飼料の外観、色、風味及び品質等に異常がないことを確認する。 2) 購入飼料及び飼料添加物の伝票等を8年間保管する。	○
3. 飼料及び飼料添加物の保管、給与	1) 飼料及び飼料添加物の保管場所を区分し、清潔に管理する。 2) 動物性たんぱく質飼料の混入防止をはかる。 3) 給与前に飼料及び飼料添加物に異常がないことを確認する。 4) 飼料及び飼料添加物の給与量等を記録し、8年間保管する。	○
4. 肥料・農薬の保管、給与	1) 肥料・農薬の保管場所を区分し、適切に管理する。 2) 肥料の使用量等を記録し、1年間保管する。 3) 農薬の使用量等を記録し、3年間保管する。	○
5. 牛舎環境設備及び衛生管理	1) 牛舍内及び周辺を整理・清掃し、ゴミ・廃棄物を適切に保管処理する。 2) 堆肥・尿の管理については、堆肥場・尿溜を完備しており、流出がない。 3) 牛床は汚物を排除して乾燥し、乾燥した敷料が十分にある。 4) 動物用医薬品は牛の飼養場所及び生乳処理室と区別し、適切に管理する。 5) 農場に入りする車両は消毒する。	○
6. 生乳処理室の設備と管理	1) 処理室内は整理・整頓されており、清潔で異臭がない。 2) 処理室は牛舎と隔離されており、施錠管理されている。	○
7. 生乳処理室内の器具類の管理	1) バルクの定期的な点検整備を受け、次回の点検までその記録を保管する。 2) ミルカーの定期的な点検整備を受け、次回の点検までその記録を保管する。 3) ミルカー・バルクは毎回アルカリ洗浄する。 4) 酸洗浄は4日に1回以上実施（アルカリ洗浄も実施）する。 5) 生乳処理室に、洗剤・殺菌剤以外の薬品を置かない。	○
8. 衛生動物駆除	1) ねずみ、野鳥等及び害虫の侵入防止に努め、必要に応じて駆除する。 2) 適切な飼養頭数である。 3) 適切な温度湿度管理をする。 3) 適切な換気管理をする。	○
9. 乳牛の健康管理	4) 抗菌性物質以外の動物用医薬品の投与及びワクチンの接種を記録し、1年間保管する。 5) 抗菌性物質の投与牛を隔離し、マーキングを行う。 6) 出荷制限期間経過後、必ず確認検査を受ける。 7) 抗菌性物質の投与を記録し、1年間保管する。	○
10. 捣 乳	1) 捣乳前に、ミルカーが正常に作動するか点検・記録し、1年間保管する。 2) 捣乳前に乳頭の洗浄を行う。 3) 1頭1布またはペーパータオルを使用する。 4) ディッピングを行う。 5) 適切に搾乳機器の洗浄・消毒を行なう。	○○○○○
11. 生乳管理・出荷	1) バルククーラーの洗浄・消毒を適切に行なう。 2) バルククーラーの乳温を記録し、1年間保管する。	○○○○○

係業者が責任をもって、供給することはもちろんであり、集乳・輸送においても適切な取組みが求められます。ポジティブリスト制度とは、食の安全安心政策の集大成であり、時代の要請でもあることから、酪農乳業関係者が総力をあげて取組むことにより、消費者からの信頼を勝ち取らなければなりません。

# チェックシート記入例

## ●衛生管理チェックシート①

日々の搾乳衛生等に関わる項目のチェックを毎日記入していきます。備考欄にはその日に予定されていることなどを適宜記入してください。

出荷乳量 (kg)	搾乳頭数	ミルカー			バルククーラー			休業期間中の生乳は出荷乳に含まれない 備考
		適正に清浄した	正常に作動した(設定真空度 42 kPa)	運正に清浄した	正常に作動した	乳温を確認した		
殺菌剤	酸性	アルカリ	殺菌剤	酸性	アルカリ	搾乳前	搾乳後	
1月 January								
1日 タ 朝	1250	50 ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	5.2 4.0 5.0	○ ○	05b 出荷前 検査

**出荷乳量はKg、トルのどちらでも記入しやすい方で記入してください。その際、「出荷乳量」項目欄の下部はkgかトルのどちらかの記号もあわせて記入してください。**

**当日、残留確認検査のある個体の番号などその日の予定を記入するなど、自由に使ってください。**

**抗生物質等の残留期間、または残留検査の終了していない生乳を別搾りし、出荷乳に含まれていないことを確認して○を記入してください。**

## ●抗生物質用動物等医薬品治療記録②

抗生物質やホルモン剤などを使用した場合に、使用した個体、または群を明確にして記入してください。

記録月日 (初回投与)	治療コード/号 (投与群)	病名	使用薬剤名	治療方法	マーキング等の 実施	治療分群	最終治療月日	出荷できない期間 残置予定期間	残留確認検査	概要
1月 1日 午後	052	乳頭炎	○○○○○	静注、持口、静注(注入) はかく(注入)	有・無	左後 右前・右後	1月 3日 午後	48時間 1/6日	検査月日 1月 6日 サンプル No. 1 OK	記入者 山田
月 日 午前				静注(注入)、持口、注入(注入) はかく(注入)	有・無	左前・左後 右前・右後	月 日 午前	時間 日	月 日 サンプル No.	出荷した日 1/7

**治療牛の個体番号や投与群を記入します**

**抗生物質等を使用しており、出荷できない牛等は事故防止のためマーキングを実施します。的確にマーキングしたことを確認して「有」をチェックしてください。**

**最終治療月日から計算して出荷できない期間を記入します。上段には使用した薬剤に表示されている休薬期間を記入してください。**

**残留確認検査について記入します。検査月日とサンプル数、検査結果を誤りなく記入してください。ここで記入されていない場合(検査が済んでいない場合)、出荷できません。**

## ●資材交換・牛舎消毒履歴③

各種洗剤や搾乳機消耗部品等の購入・交換履歴を記入します。洗剤等は購入日を、消耗部品は交換日を記入してください。

ミルカー用洗剤			搾乳用ゴム部品		
アルカリ	酸性	殺菌剤	ライナー	ミルクチューブ	透乳ホース
製品名: ○○○○○	製品名: ×××××	製品名: △△△△△	1 / 1	1 / 1	1 / 1
1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1

**ミルカー用洗剤、バルク用洗剤等は購入日を記入してください。**

バルク用洗剤			ミルカー・バルククーラー定期点検		
アルカリ	酸性	殺菌剤	ミルカー	バルククーラー	1 / 1
製品名: ○○○○○	製品名: ×××××	製品名: △△△△△	1 / 1	1 / 1	1 / 1
1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1

**ミルカー用、バルククーラー用各種洗剤等は購入日を記入してください。**

搾乳用殺菌剤			ミルカー・バルククーラー定期点検		
アルカリ	酸性	殺菌剤	ミルカー	バルククーラー	1 / 1
製品名: △△△	製品名: △○×	製品名: X○△	1 / 1	1 / 1	1 / 1
1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1

**ミルカー用、バルククーラー用各種洗剤等は購入日を記入してください。**

**ライナーなど消耗部品は交換日を記入してください。各製品の使用期間を遵守し定期的な交換をしましょう。**

**メーカー・販売店の担当者に依頼して、ミルカー・バルククーラーの定期点検を行い、点検月日と点検者のサインを記入してもらいます。**

## ●農薬・肥料等使用記録表④

農薬や肥料、サイレージ調整剤の使用履歴を記入します。適正に使用したかどうかの最終チェックも忘れずに記入してください。

農薬名	施用日	品種	圃場	使用量	適正に使用した
〇〇〇〇	2/1	デントコーン	上の山	200ml	○

「品種」は「デントコーン」など記入できる範囲で記入してください。

肥料名	施用日	品種	圃場	使用量	適正に使用した
△△△△	/				○
	/				

「圃場」はその住所や通称など指導者が確認できる名称で記入してください。

サイレージ調製剤等名	使用日	品種	サイロNO.	使用量	適正に使用した
xxxx	2/1	デントコーン	1	100g	○
	/				

## ●飼料給与記録表⑤

農場内の各ステージの乳牛に、どんな飼料を給与したのかを1ヶ月ごとに記入します。給与メニューが前月と変わらない場合は、「前月同様」と記入してください。また、一部が変更になった場合は、全体を記入しなおしてください。

区分	50頭	
頭数	飼料名称又は記号	1頭1日当たり給与量
濃厚飼料	大豆皮	5 2kg
	綿実	6 2kg
	乾燥粉砕コーン	7 7kg
	大豆粕	8 2kg
給与粗飼料	グラス	1 2kg
	アルファルファ	2 5kg
	ビートパルプ	3 2kg
ミネラル		10 1kg
飼料添加物・その他		

飼料名称を記入します。給与飼料原料のリストをあらかじめ作成してある場合には、記号で記入してもかまいません。その際は、飼料原料が何であるかを明確にわかるようにしてください。

1頭1日当たりの給与量をそれぞれ記入してください。飼料設計時の数字でかまいません。

## 中販連だより

# 酪農教育ファーム

## 認証希望者の募集について

### 第一回酪農教育ファーム推進委員会開催



中国生乳販連は、去る十月十三日に、中國地区の酪農教育ファーム実践酪農家並びに地域交流牧場会員、教育関係者、中央酪農会議の出席を得て、第一回中国地域酪農教育ファーム推進委員会（全体会）を開催致しました。

まだ、活動計画等の具体的な方向性を見出すまでには至っておりませんが、「食育」の中での教育ファームの価値、教育関係者、行政組織との良好な関係の構築、既存教育ファーム実践農家のスキルアップと、教育ファーム実践希望者の掘り起こし等が提起され、今後の課題とされました。

さて、中央酪農会議では、十七年度の酪農教育ファーム認証希望者の募集を行っております（十一月十九日まで）。認証というからには、ハードルは低いとは言えないのですが、現に消費者交流等を実践されている方は、挑戦されても良いのです。

認証規程並びに申請書につきましては、

各会員に送付しております。会員にない場合は、中国生乳販連業務課までご連絡願います。

また、中央酪農会議・酪農教育ファームのホームページ上でも入手できますのでご利用下さい。

## 事業経過報告（八月二十一日～十一月十六日）

8. 23	会員・全国連需給調整会議（広島市）	10. 13	第一回中国地域酪農教育ファーム推進委員会（広島市）
8. 24	指定団体・全国連実務担当者会議（東京）	10. 21	Jミルク 需給取引専門部会
8. 26	中販連拡大理事会（三次市）	10. 21	生乳安全安心岡山地域協議会（岡山市）
8. 30	平成十七年度中央酪農会議評議員会（静岡県）	10. 24	会員・全国連需給調整会議（広島市）
8. 31	広島県流通問題協議会（広島市）	10. 25	Jミルク 普及専門部会（東京）
9. 2	指定団体・全国連実務担当者会（東京）	10. 26	指定団体・全国連実務担当者会（東京）
9. 5	指定団体・機能整備検討委員会（岡山市）	10. 31	指定団体・機能整備検討委員会（広島市）
9. 12	生乳安全安心中国地域（岡山市）	11. 1	第二回生乳安全安心全国協議会（東京）
9. 12	広島県酪農乳業懇談会（広島市）	11. 31	会員実務責任者会議（広島市）
9. 21	牛乳消費拡大促進委員会（東京）	12. 8	指定団体・全国連実務担当者会議（鳥取市）
9. 22	全国連需給調整会議（広島市）	12. 10	鳥取安全安心協議会（鳥取市）
9. 22	指定団体・全国連実務担当者会議（東京）	12. 10	第七回中販連理事会（広島市）
9. 30	指定団体・全国連実務担当者会議（東京）	12. 14	第一回生乳安全安心中国地域協議会（岡山市）
10. 4	指定生乳生産者団体長懇談会（東京）	11. 16	生乳受託販委員会（広島市）
10. 8	酪農教育ファーム研修会（神奈川県）	11. 16	第二回監事会（広島市）
10. 12	指定団体機能整備検討委員会	11. 16	第二回監事会（広島市）



平成17年度

## 会員別受託販売実績

	8月		9月		10月		4~10月累計	
	前年比		前年比		前年比		前年比	
大山乳業農協	5,371,600.2	102.9	5,237,704.9	105.2	5,455,735.6	105.0	38,068,685.3	101.9
全農島根県本部	5,130,921.3	100.1	5,005,378.5	100.9	5,263,062.2	102.6	37,399,409.9	100.2
おかやま酪農協	9,441,585.1	96.4	9,116,872.3	97.1	9,579,090.5	98.8	69,412,299.5	96.1
広島県酪農協	5,088,742.4	98.6	4,953,468.4	100.5	5,145,096.8	101.3	36,261,396.5	99.0
山口県酪農協	1,854,645.0	99.3	1,800,164.0	101.1	1,861,324.0	99.2	13,744,487.0	97.5
合 計	26,887,494.0	99.0	26,113,588.1	100.3	27,304,309.1	101.2	194,886,278.2	98.6

(単位:kg)

(おかやま酪農協のみ公共含む)

平成17年度

## 用途別販売実績

	8月		9月		10月		4月~10月累計			
	前年比		前年比		前年比		前年比			
飲用牛乳向け	販売量	22,524,674.5	96.5	19,984,395.1	99.2	20,476,240.4	100.1	149,633,994.6	95.4	73.9
学校給食向け	販売量	59,347.9	298.2	2,243,274.4	99.7	2,539,622.3	103.6	13,513,822.7	101.6	7.4
はつ酵乳等向け	販売量	3,622,813.6	108.1	3,653,843.6	108.5	3,722,276.4	106.2	25,348,276.9	109.9	12.2
特定乳製品向け	販売量	852,308.0	129.3	417,838.0	110.4	563,747.0	106.5	6,812,962.0	126.3	4.2
生クリーム等向け	販売量	663,410.0	144.3	647,201.0	188.6	692,263.0	145.9	4,462,657.0	125.3	2.1
チーズ向け	販売量	15,060.0	98.8	19,454.0	120.8	17,808.0	110.0	118,648.0	100.5	0.1
合 計	販売量	27,737,614.0	99.6	26,966,006.1	101.8	28,011,956.1	102.1	199,890,361.2	98.8	100.0
	販売額	2,603,628,870	9.8	2,582,915,693	101.9	2,680,228,319	102.4	18,965,360,566	98.9	

平成17年8月

## 県別飼育頭数・戸数

県名	規模別農家戸数								乳牛頭数		
	~4	5~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~	内100頭以上	計	未経産	経産
鳥取	16	22	32	18	40	36	81	20	245	4,238	7,454
島根	8	25	28	33	33	21	56	17	204	2,878	8,108
岡山		45	83	95	80	49	141	22	493	5,806	15,566
広島	5	21	33	43	31	28	65	14	226	2,270	7,065
山口	1	12	13	20	16	12	28	7	102	1,248	2,954
中国生乳連全体	30	125	189	209	200	146	371	80	1,270	16,440	41,147
											57,587

※岡山の飼育規模調査においては、4頭以下の区分がなく、全て9頭以下の区分となっている。

このため、計画生産対策の今後  
の運営策については十二月内に發  
行する小誌にて特集致します。  
現在、各会員には十一月末まで  
に今年度生産見通しの再精査を要  
請しております。

去る十一月十六日開催の生乳販  
賣委員会では、今年度の計画生産  
対策の運営に関し、今年度の計画  
生産枠超過を想定した対応策に取  
組むこととなりました。

このため、試行期間中に一歩づ  
つでも定着への道をたどつていった  
だきますようご理解をお願いします。  
他方、生乳需給においても緊急  
課題が生じております。

二月下旬には生産者の皆様のお手  
元に届くことになりますが、これ  
は来年一月～三月分のシートであり、  
言わば試行用です。

業務は時代の要請となっています。  
チェックシートについては、十  
月下旬には生産者の皆様のお手  
元に届くことになりますが、これ  
は来年一月～三月分のシートであり、  
言わば試行用です。

食の安全安心に係る供給側の責  
務は時代の要請となっています。  
チェックシートについては、十  
月下旬には生産者の皆様のお手  
元に届くことになりますが、これ  
は来年一月～三月分のシートであり、  
言わば試行用です。

リストに関するチェックシートの  
雛型等の基本的な取組みをお伝え  
したかったためです。

## 編集後記